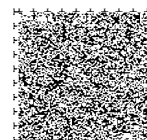


東京都 の 監査 の あらまし

令和4年実施結果

東京都監査委員

Audit and Inspection
Commissioners of the Tokyo
Metropolitan Government





監査に関する情報はこちらどうぞ！



◎ 監査事務局ホームページ

監査事務局ホームページでは、監査制度の概要、各種監査結果・改善措置など報告書の全文（PDFファイル）、住民監査請求の結果など様々な情報を掲載し、監査指摘等の検索機能も充実しています。

<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>

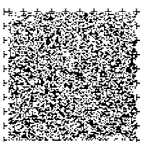


◎ 監査のオシゴト解説動画

監査事務局では、監査について都民のみなさまに紹介する東京動画を作成し、監査の仕事を紹介しています。



https://tokyodouga.jp/_ne6_ZwuGgo.html



目次

東京都の監査

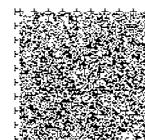
1	東京都の監査と監査委員	……	1
2	監査の観点・効果	……	2
3	監査委員が行う監査	……	3
4	監査の流れ	……	3
5	監査事務局	……	5

令和4年の監査

1	定例監査	……	6
2	工事監査	……	8
3	財政援助団体等監査	……	10
4	行政監査	……	12
5	決算審査等	……	14
	コラム（監査指摘等から分析！～定例監査編～）	……	17
6	住民監査請求に基づく監査	……	18
7	改善措置	……	20
	コラム（3E監査）	……	22



このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」です。コードの位置を示すため、切り込みを入れています。このコードを専用の読み上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



キャラクター紹介

監査に興味がある
アシカの『かんちゃん』



監査をもっと知りたい
アシカの『さっちゃん』

監査事務局長の
『ペリかん局長』



監査委員の
『シロクマ先生』



『イッカちゃん』
監査第一課の職員

『ニカちゃん』
監査第二課の職員



『サンカちゃん』
監査第三課の職員



『ギカちゃん』
技術監査課の職員



『ソウムちゃん』
総務課の職員



んー…。ダメなあ！どうやって調べればいいんだろ…。



どうしたの、かんちゃん？珍しくお勉強中？

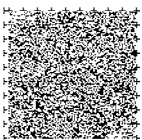
東京都では、令和4年の1年間に、**550か所**で監査を実施して、**222件**の指摘や意見・要望をしたって聞いたんだ！
それで気になって監査のこと調べようと思ったんだけど、
難しくて全然わからないんだ。



私も「監査」って言葉は知ってるけど、具体的にどんなことをしているのか全然イメージできないよね。

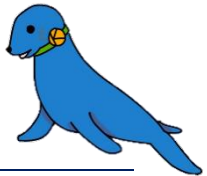


そんな君たちにぴったりの本があるんだよ。
この「東京都の監査のあらまし 令和4年実施結果」を
使って、一緒に東京都の監査について学んでみましょう！



1 東京都の監査と監査委員

監査委員って
どんな人なの？



監査とは、都の行財政が公正かつ効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。地方自治法により、知事から独立した公平な立場で都の監査を担うために設置されているのが「監査委員」です。

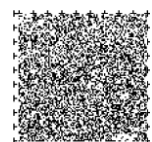
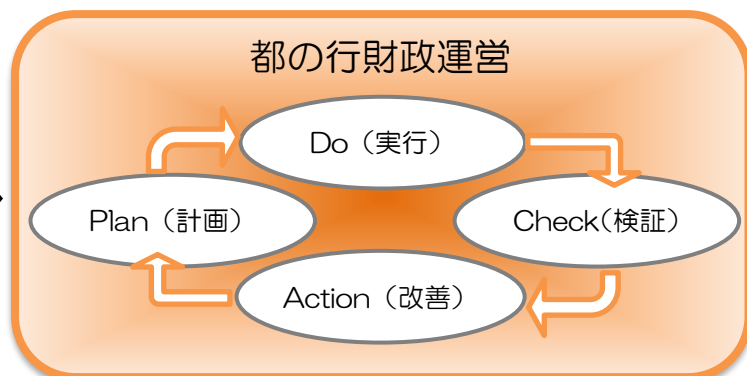
監査委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する「識見選任委員」と、都議会議員の「議員選任委員」からなり、知事が議会の同意を得て選任します。都では、「東京都監査委員条例」により、3人の識見選任委員と2人の議員選任委員が選任されています。

<令和5年12月21日現在の委員構成>

氏名	区分	就任年月日	任期
鈴木 章浩 (すすき あきひろ)	議員選任委員 (主査監査委員・非常勤)	令和5年10月6日	議員の任期
小山 くにひこ (こやま くにひこ)	議員選任委員 (非常勤)	令和5年10月6日	議員の任期
茂垣 之雄 (もがき ゆきお)	識見選任委員 (代表監査委員・常勤)	令和元年12月21日 (令和5年12月21日再任)	4年
松本 正一郎 (まつもと まさいちろう)	識見選任委員 (非常勤)	平成28年7月7日 (令和2年7月7日再任)	4年
後藤 靖子 (ごとう やすこ)	識見選任委員 (非常勤)	令和5年10月15日	4年

監査委員は、都の行政事務や事業、工事などについて、正しく効率的に行われているか、サービス向上が図られているかなどを検証し、問題点を指摘して改善を求めています。その結果は議会に報告し、ホームページなどで公表しています。

これらの取組を通して、都政に対する都民の信頼確保に努めています。

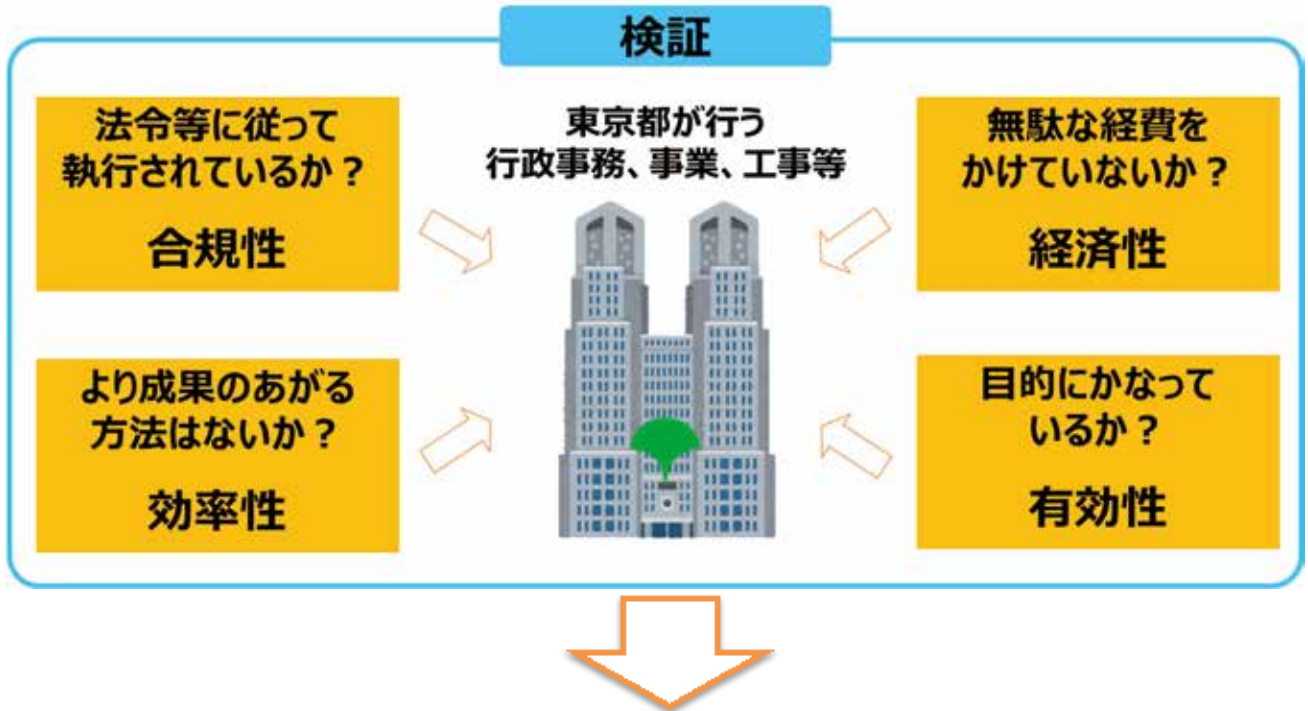


2 監査の観点・効果

監査すると
何が良くなるの？



監査の実施や報告等について定めた「東京都監査委員監査基準」に基づいて、**合規性**、**経済性**、**効率性**、**有効性**の4つの観点などから検証・評価を行っています。



監査の効果として、次のようなものが挙げられます。

◎是正・改善
適正・適切でない事項について指摘等を受けた部署は、誤りの原因などを分析し、問題点を改善します。

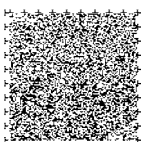
◎再発防止
マニュアルやチェックリストの作成など、再発防止の観点から仕事の進め方の見直しが行われます。

◎他部署への波及効果
指摘等を受けた部署以外の部署で類似の事務を行っている場合、指摘等を参考に事務改善が図られます。

◎将来への波及効果
過去に指摘されたものと同じ誤りがないか、組織内部で点検するなどの取組が行われます。

◎^{けん}牽制による抑止
日頃業務を行うに当たり、監査で見られることも意識され、適正な事務処理につながります。

◎予算への反映
監査結果を反映して予算編成が行われるなど、業務改善を促す効果があります。



どんな監査があるの？



3 監査委員が行う監査

監査委員は、地方自治法などの法令や東京都監査委員監査基準により、様々な種類の監査を行っています。主な監査の種類は、次のとおりです。

監査の種類	概要
定例監査	都の事務及び事業の全般を対象とした監査
工事監査	都が実施する工事等を対象に、技術面から行う監査
財政援助団体等監査	都が出資や補助金等を交付している団体を対象に、対象事業が出資や補助等の目的に沿って行われているかについて行う監査
行政監査	特定の事務又は事業を選定して行う監査
決算審査	知事からの審査依頼により、決算の数値が正しいか確かめる審査
基金運用状況審査	知事からの審査依頼により、定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査
例月出納検査	各会計の現金出納や現金保管が、正しく行われているかについて行う検査
健全化判断比率・資金不足比率審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく知事からの審査依頼により、都の財政状況を表す指標に対し行う審査
内部統制評価報告書審査	知事からの審査依頼により、都の内部統制評価報告書について行う審査
住民監査請求に基づく監査	都の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるとして、都民から監査請求がされたものについて行う監査

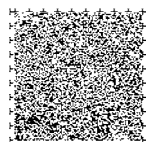
4 監査の流れ

監査委員は、1月～12月の暦年単位で監査を実施しています。

12月頃に「監査基本計画」が定められ、次の1年間の監査の基本方針や実施時期が定められます。基本計画に基づき、個々の監査について「監査実施計画」を策定し、都の各部所等に対して監査を行います。

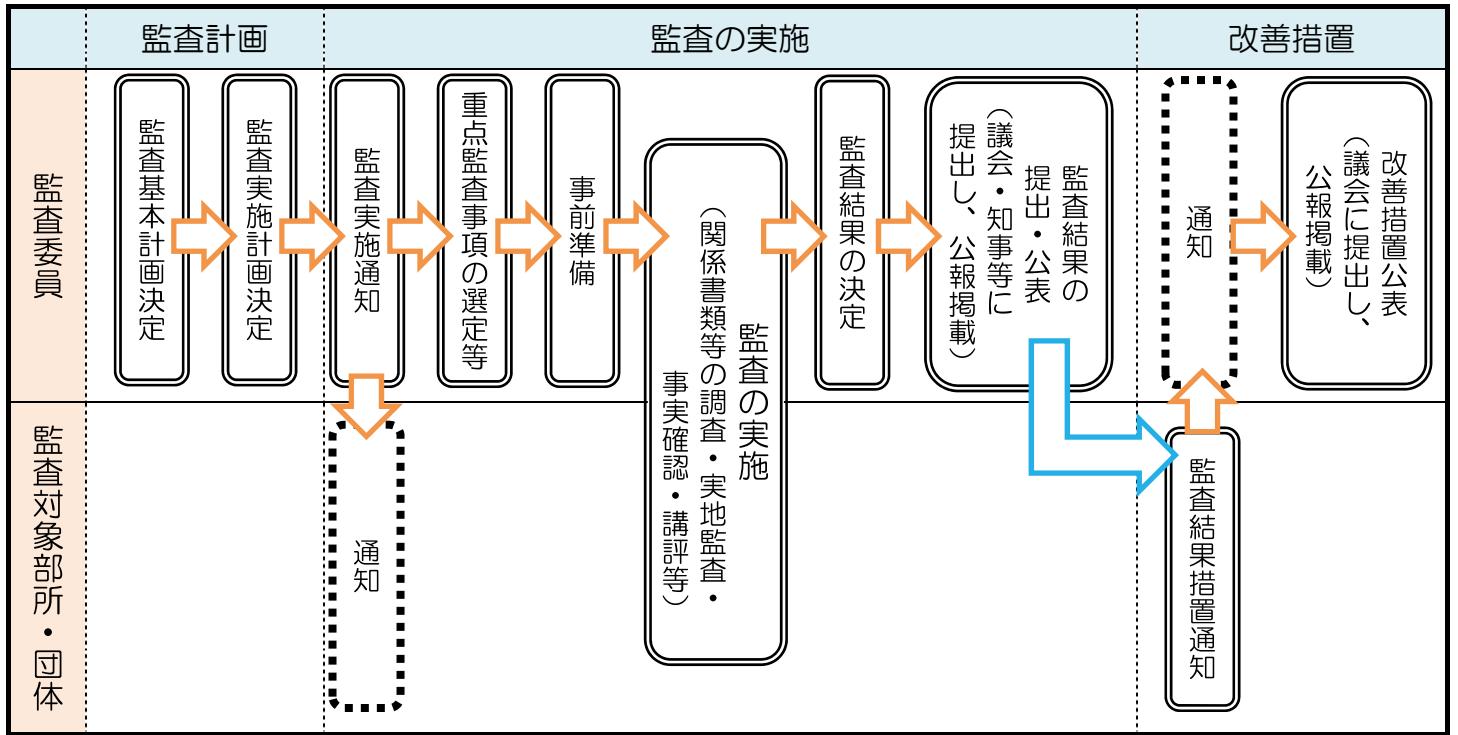
実地監査の中で、適正・適切でない事項を発見した場合、改善を求める指摘や意見・要望を行います。監査の結果は報告書に取りまとめられ、議会・知事等に提出されるとともに、東京都公報やホームページ等で公表します。

監査結果の公表後、指摘や意見・要望を受けた部所等は改善措置を行います。監査委員は年2回、各部所等に状況報告を求めるとともに、講じられた改善措置については通知を受け、これを公表することでフォローアップに努めています。

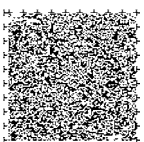
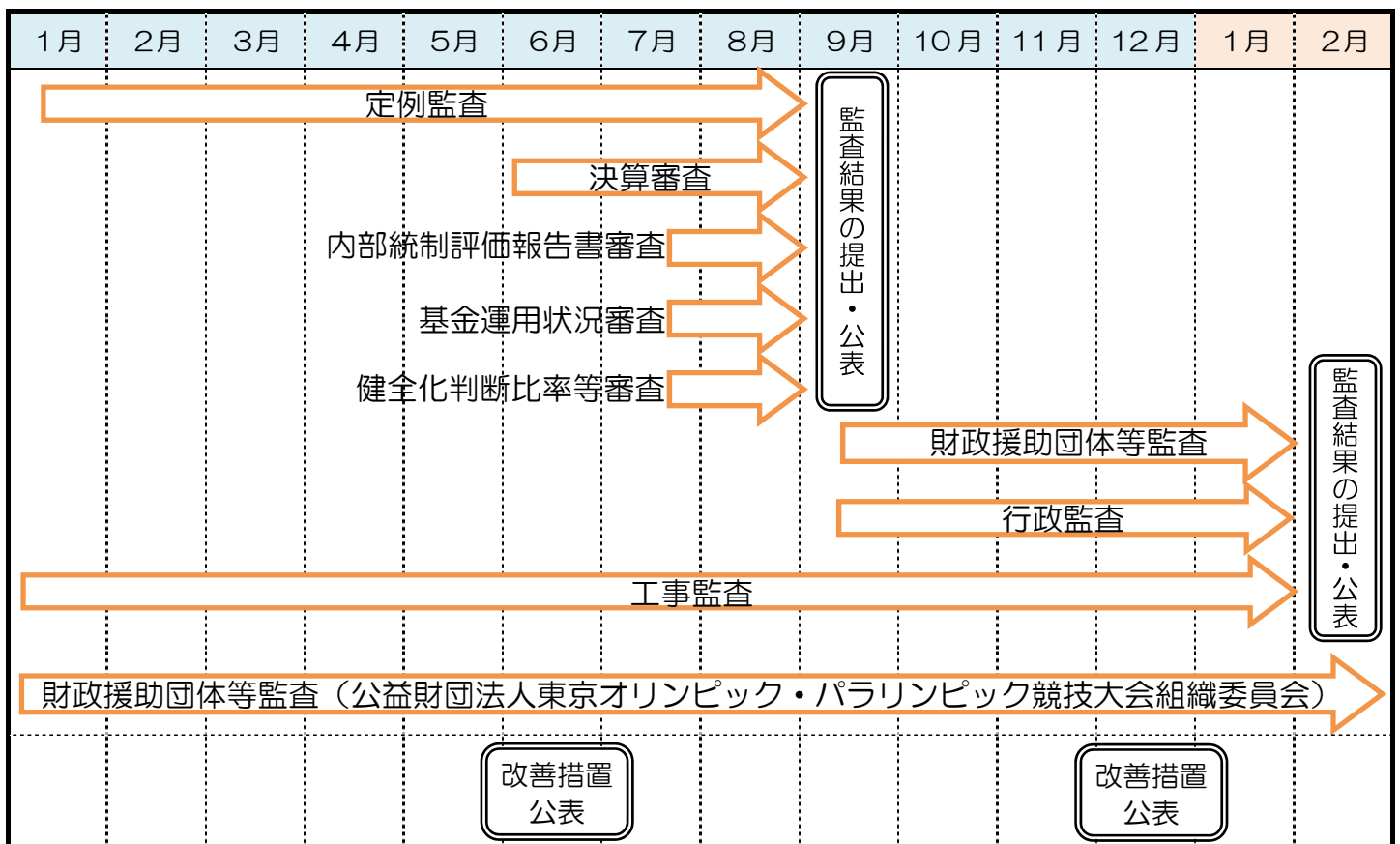


東京都の監査

● 監査事務の流れ（住民監査請求に基づく監査を除く）



● 各監査の実施期間（令和4年）



- ・ 例月出納検査は毎月1回実施し、都議会定例会に合わせて3か月ごとに公表
- ・ 住民監査請求に基づく監査は都民からの請求に基づき、随時実施、公表

5 監査事務局

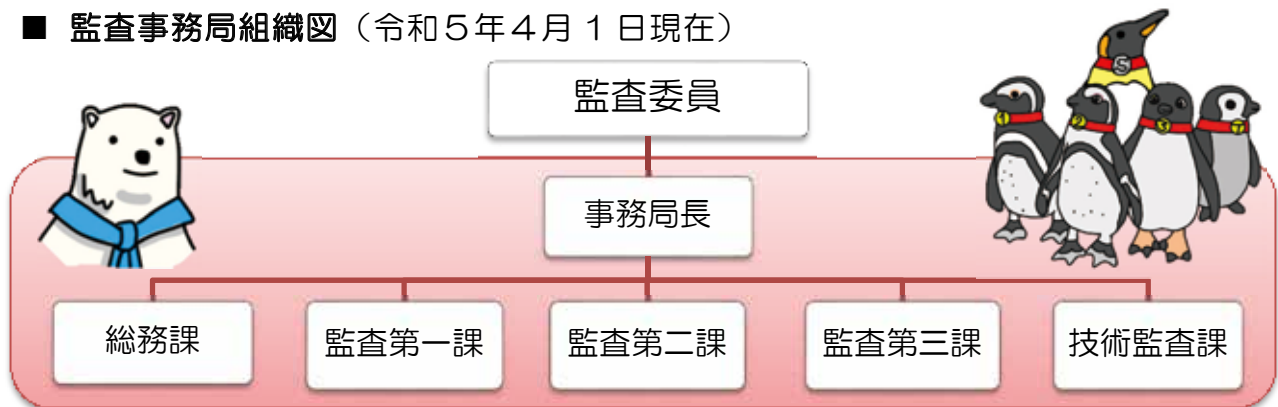
都では、監査委員の補助機関として監査事務局が設置され、監査委員の指揮監督のもと、職員が監査を行っています。

監査事務局には5つの課があり、職員定数は89人となっています。

都の各部署等で実務経験を積んだ職員が配属されており、一般事務職のほか、4職種（土木、建築、機械、電気）の技術職員もいます。

また、監査の専門性の強化と、民間監査経験による知見の活用を積極的に図るため、平成19年7月から公認会計士を任期付職員として採用しています。

■ 監査事務局組織図（令和5年4月1日現在）



【監査専門委員】

平成30年4月1日に地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、専門の学識経験を有する者を監査専門委員に選任できる仕組みができました。

令和4年は、工事監査において技術士資格のある人や、住民監査請求において弁護士資格のある人を監査専門委員に選任し、助言を受けるなど監査専門委員制度を活用しました。

○ 外部監査について

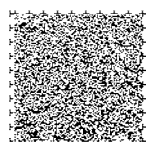
地方公共団体の監査には、監査委員が行う監査のほかに、外部監査人が行う外部監査があります。外部監査は、公認会計士、弁護士などの資格のある人が、第三者の立場から、専門家としての知識・経験を活かして実施するものです。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の2種類があります。

監査の種類	概要
包括外部監査	外部監査人が都の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の中から、任意にテーマを選定して毎年実施
個別外部監査	住民、議会、知事からの請求又は要求があった事案について、外部監査人が実施

専門性を活かした外部監査人の監査と、行政全般にわたり検証を行う監査委員による監査とが相互に配慮し、行政に対するチェック機能を果たしています。

包括外部監査に関する事務については、都では総務局が所管しています。



1 定例監査

令和4年は、主に令和3年度の事業執行分について、本庁の143か所（100%）、事業所300か所（40.6%）に対し監査を実施し、92件の指摘、3件の意見・要望を行いました。

指摘等95件を区分別に整理すると、表のとおりです。

項目	区分	件数	主な内容
歳入 (収入)	会計処理	2件	使用料の還付手続を速やかに行うよう求めたもの
	債権管理	6件	土地区画整理事業に係る清算金の督促を適正に行うよう求めたもの
	都税	1件	同一画地の認定を適正に行うよう求めたもの
	その他	1件	水道の使用水量の減量事務の判断根拠を示せるよう求めたもの
歳出 (支出)	契約	68件	単価契約工事を適正に行うよう求めたもの
	会計処理	3件	委託等の概算払の精算金額の確定を適正に行うよう求めたもの
	補助金等	3件	補助金の交付決定を適正に行うよう求めたもの
財産	財産管理	5件	移管予定施設を適正に管理するよう求めたもの
その他		6件	外壁パネルの剥落について予防策を講じるよう求めたもの
合計		95件	

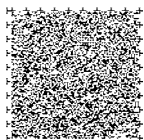
監査の実施に当たっては、事前に契約案件一覧や予算執行状況などで対象局の事務事業全体の状況を把握した上で、監査対象案件を抽出しています。

また、都政を取り巻く状況を踏まえて、都民の関心が高い事項や事務執行上のリスクが高い事項などを「重点監査事項」として設定することで、効率的な監査に努めています。

重点監査事項

○ 重点監査事項＜新型コロナウイルス感染症対策事業＞

都は、新型コロナウイルス感染症の拡大という危機的状況のなか、感染症対策の取組を迅速に実施するため、多額の予算を組み、新規事業の創設や既存事業の拡充を行ってきました。こうした事業に対する都民の関心は、非常に高いものとなっていることから、令和3年定例監査に引き続き、各局による感染症対策事業及び感染症対応により影響を受けた事務事業について監査を実施し、8件の指摘を行いました。



主な指摘事項

乗合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金において、交付決定等を適正に行うよう求めたもの

都市整備局は、乗合バス車内の感染症対策に係る整備事業に対して、その導入経費の一部を補助していましたが、補助対象経費の確認に必要な資料を、十分に確認しないまま交付決定を行っているなど、改善すべき事例が認められました。

そこで、補助金の交付決定、額の確定及び要件審査等を適正・適切に行うよう求めました。



概算払による委託契約の精算金額の確定を適正に行うよう求めたもの

産業労働局は、新型コロナウイルス感染症の影響により、人材の確保が困難となっている業界を対象に、企業と求職者が参加し、合同就職面接会などを行うことで当該業界への就職を促進するためのマッチングイベントの実施を委託していましたが、

この契約に係る委託料は、概算払により受託者へ支払われ、事業終了後の精算により委託料の返還が発生していました。

その精算内容を見たところ、委託料の大部分を占める委託費の内訳が書面には記載されておらず、具体的にどのような理由で各業務に係る経費が増減して返還額が発生しているのか確認できない状況でした。

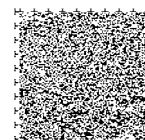
そこで、概算払による委託契約の精算金額の確定を適正に行うよう求めました。



○ 東京都財務諸表について

都では、複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）を作成・公表しており、監査委員は、定例監査の中でこれら財務諸表の監査を行っています。

令和3年度東京都財務諸表は、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められました。



2 工事監査

令和4年は、主に令和3年度に都が締結した100万円以上の工事を中心に1,715件（約1兆562億円）の工事を抽出して監査を行い、27件の指摘、1件の意見・要望を行いました。（実施金額率：37.3%、実施件数率：8.8%）

指摘等28件を区分別に整理すると、表のとおりです。

区分		件数	主な内容
設計	条件明示等	2件	照明設計におけるガイドラインの見直しについて検討を求めたもの
	工法等の選定	1件	マンホールの管きょ開口部の構造計算を適正に行うよう求めたもの
積算	単価設定	7件	鋼矢板撤去の単価設定を適正に行うよう求めたもの
	数量算出	3件	型枠工の積算を適正に行うよう求めたもの
	諸経費等	1件	地下歩道改修工事の諸経費の積算を適正に行うよう求めたもの
施工	施工管理	9件	土留工の施工管理を適切に行うよう求めたもの
	安全対策	2件	安全対策について受注者を適切に指導・監督するよう求めたもの
設計・施工		1件	建築工事における擁壁の設計及び施工を適切に行うよう求めたもの
その他		2件	蓄電池設備の設置に係る手続を適正に行うよう求めたもの
合計		28件	

監査の実施に当たっては、事前に対象局から100万円以上の工事調書の提供を受け、契約金額や落札率などに着目しながら、監査する工事案件を抽出しています。



技術職員の専門性

工事監査は4職種（土木、建築、機械、電気）の技術職員が担当しています。

それぞれの職種の専門性を活かし、各工事の計画、設計、積算、施工等の各段階について監査を実施しています。

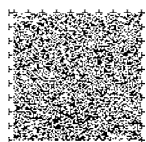


工事監査の様子

重点監査事項

コロナ禍での設計・工事においては、遠隔コミュニケーションによる不慣れな協議や現場に赴く頻度の低下などから、設計条件に関する整理・把握や現場での調査・立会いなどが不十分となる可能性があります。また、近年の工事監査においては、利用目的や現場状況を踏まえた設計条件などの条件設定が不十分であったことから、所定の性能を確保できない可能性がある工事事例も報告されています。

そこで、工事の有効性の観点から、「設計条件」に着目し、設計及び施工について、所期の目的を達成し効果を発揮する工事となっているか検証しました。

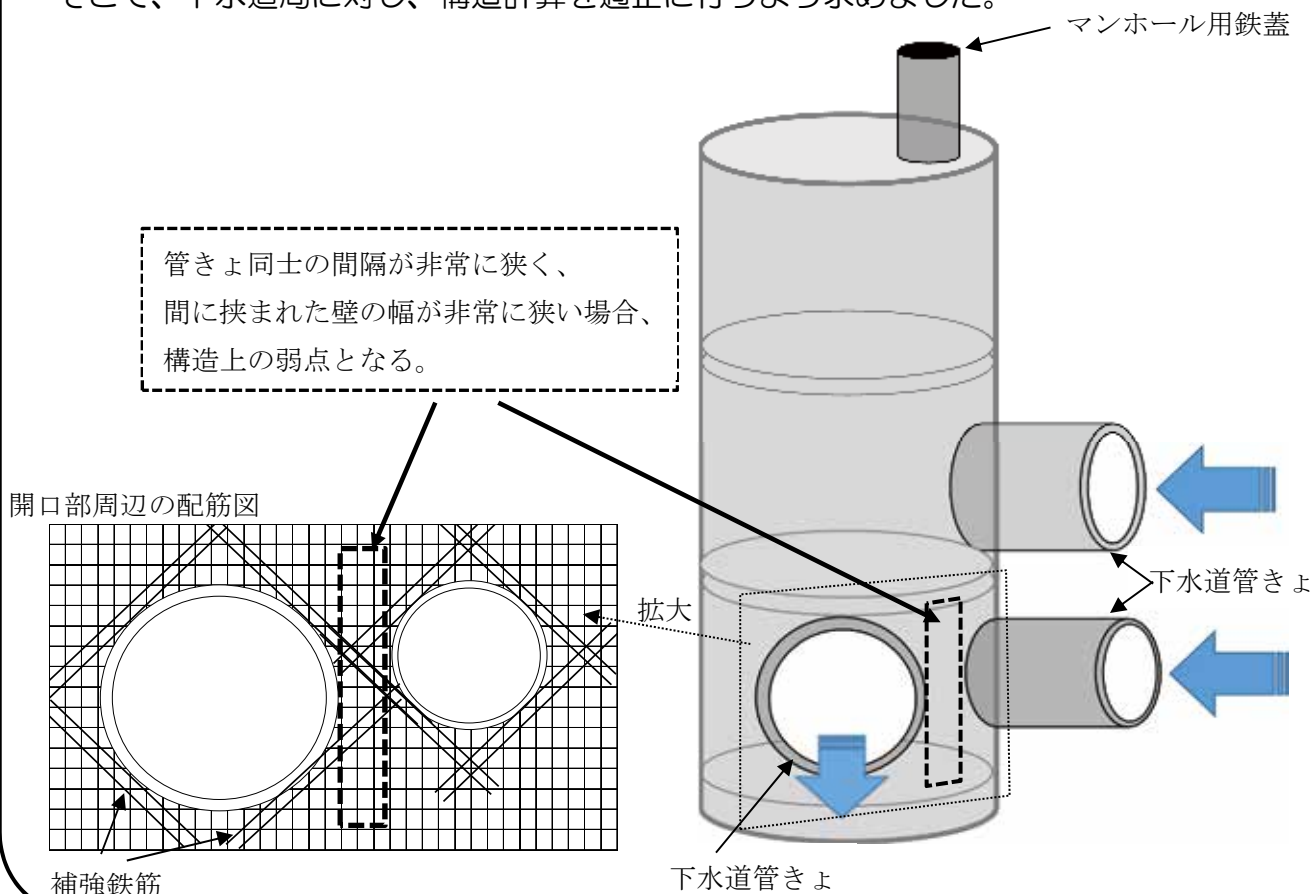


主な指摘事項等

大きいマンホールにおける管きよ開口部の構造計算を適正に行うよう求めたもの

大きいマンホールの設計において、手引では、下水道管きよの開口部同士の間隔が狭い場合、間に挟まれた壁の断面力（外力に抵抗する構造部材内部に生じる力）を算定することとしています。しかし、設計図面や構造計算について見ると、手引に基づいた断面力の算定をしておらず、監査を受けて検証した結果、開口部周辺に設置された鉄筋量が不足し、補強鉄筋の径を太くするなどの対策が必要であることが判明しました。

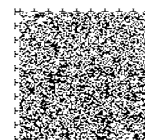
そこで、下水道局に対し、構造計算を適正に行うよう求めました。



防災船着場の照明設計におけるガイドラインの見直しを求めたもの

港湾局が行う防災船着場の整備に伴うスロープや階段の照明の設計において、ガイドラインに詳細な設計条件が明確に示されていないことから、防災船着場ごとの明るさに大きな違いが生じていました。

そこで、防災船着場の照明設計におけるガイドラインの見直しについての検討を求めました。



3 財政援助団体等監査

令和4年は、都が補助金等の交付や出資を行っている団体のうち、補助金等交付団体89団体、出資団体9団体、公の施設の指定管理者3団体の計101団体を対象団体として選定し、監査を実施しました。

対象団体及びその所管局について、原則として令和2年度及び令和3年度の事業を対象として監査を実施した結果、50件の指摘、8件の意見・要望を行いました。

このほか、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に対する監査を、令和2年12月から実施しており、監査終了後に結果について報告・公表する予定です。

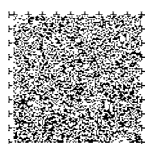
項目	区分	件数	主な内容
収入	その他	4件	生製品の売上現金の管理を適正に行うよう求めたもの
支出	契約	24件	契約変更手続を適切に行うよう求めたもの
	会計処理	3件	概算払による適時適切な支出を行うよう求めたもの
	補助金等	16件	過大に交付した補助金の返還を求めたもの
財産	財産管理	1件	公有財産の取扱いを適正に行うよう求めたもの
	その他	10件	利用者の視点を重視した表示について検討・対応を求めたもの
	合計	58件	

● 監査の主な着眼点

対象団体	着眼点
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業は、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか
出資団体 (都が資本金等の 4分の1以上を出資)	<ul style="list-style-type: none"> 団体の事業は、出資又は出えんの目的・計画に沿って適切に運営されているか 団体の会計経理等は、適正に行われているか 費用対効果を踏まえた経営がなされているか
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 公の施設の管理運営は、管理を行わせている趣旨に沿って、適切に行われているか 管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか

※ 団体の選定に当たっては、主に以下を勘案し選定しています。

- 補助金交付額などが高額
- 東京都政策連携団体など都との関連性が強い団体
- 前回の監査から一定期間経過



主な指摘事項

補助金の返還を求めたもの

保育施設を運営している社会福祉法人等計8団体に対して交付している東京都保育サービス推進事業補助金について、延長保育事業等に対する加算において対象者の人数算定を誤ったことなどにより、合計約1,293万円が過大に交付されておりました。

そこで、各団体に対し、過大に交付された補助金について、返還を求めました。また、福祉保健局に対し、根拠資料の確認の取組を拡充するとともに、保育施設への説明方法の改善を図るなど、補助金交付事務のより一層の改善を求めました。

なお、今回の当該補助金に係る監査に当たっては、データ分析ツールにより補助金実績報告のデータを分析し、特異な数値傾向を示す施設を監査対象に選定するなど、デジタル技術を活用して効率的かつ効果的な検証に努めました。

指定管理者との連携を密に図り来園者に配慮した施設となるよう検討を求めたもの

建設局は、動物園内にあるライオンバス発着所の建て替え工事に当たって、階段の踊り場に休憩スペースとして木製ベンチを設置しました。

しかし、局から指定管理者へ発着所が引き継がれた後、当該ベンチにより階段に設置された手すりの利用が妨げられるおそれがあるとして、指定管理者は、設置したベンチを一度も使用することなく撤去していました。階段の手すりを利用できるよう当初から想定すべきでしたが、十分な検討がなされなかった結果、約236万円が不経済支出となりました。

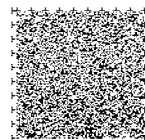
そこで、建設局に対し、動物園施設の整備に当たっては、来園者に配慮した施設とするため、施設の引継ぎ先となる指定管理者との連携を密に図り、十分に検討するよう求めました。



○ 事務と技術の連携

財政援助団体等監査は事務職員が中心となって行っていますが、団体の性質上、工事の件数や契約金額が多い団体については、事務職員と技術職員が連携し、技術面からの監査も併せて実施しています。

令和4年は、1団体に対し連携して監査を行いました。



4 行政監査

令和4年行政監査テーマ：新型コロナウイルス感染症対策事業

令和4年は、令和3年に引き続き「新型コロナウイルス感染症対策事業」を監査のテーマとして設定し、都が大規模な予算を投じて行ってきた、感染拡大の防止、都民・事業者の生活と事業活動を支えるための支援、都民の生命と健康を守る事業について、監査を実施しました。

監査の対象として、感染者の発見、隔離、治療に係る事務・事業及び感染症拡大防止事業のうち、補助金・協力金等に係る事業を選定し、令和2年度及び令和3年度に実施された事業について、事業効果を確保した上で、可能な限り速やかに事業が行われているか、事業の目的に照らして、必要な適正性や効果等が確保されているかに着眼して監査を行いました。

その結果、合計11件の指摘事項が認められました。

また、指摘事項に加え、各種事業を概観し、考察を述べました。

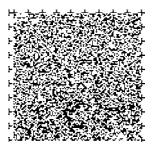
主な指摘事項

一般廃棄物の収集運搬委託契約について、予定単価を適切に積算するよう求めたもの

福祉保健局は、宿泊療養施設等から排出される一般廃棄物の収集運搬を委託しています。

この委託契約の予定単価について、仕様内容や想定排出量が同じであり、同一部署で同一日に起案しているにもかかわらず予定単価に大きな差が生じている事例など、予定単価が異なる合理的な理由が認められず、経済的な積算とはいえない状況が複数認められました。

そこで、一般廃棄物収集運搬委託契約について、積算に関する資料や記録を残した上で、予定単価を適切に積算するよう求めました。



協力金等支給事業に係る業務委託について、管理状況に関する報告書等を提出させ、管理を適正に行うよう求めたもの

産業労働局は、飲食店等の運営事業者等に対する協力金や支援金の支給事業を実施するに当たり、業務委託を行っています。

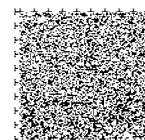
委託仕様書では、受託者が局に対して業務の履行体制や、情報の管理状況等について必要な報告を行うことを定めています。

しかし、必要な報告書等が提出されないまま、業務を履行させ、検査完了とし、支払が行われていることが認められました。

そこで、受託者に必要な書類を提出させ、業務体制等を確認するなど、局は受託者への管理を適正に行うよう求めました。

考察

- 感染者の発見、隔離、治療に係る事務・事業においては、感染拡大時に宿泊療養施設への入所や医療機関への入院に時間を要する状況の発生、ワクチンの予約なし接種を始めた際に接種希望者が接種できない状況などの問題が生じました。
このため、入所調整の追加対策などが講じられたところですが、今後は、入所や接種の希望者数についてより詳細に想定していくことが必要です。
- 保健所業務においては、感染拡大により、業務がひっ迫しました。
このため、体制強化や業務の効率化が図られたところですが、今後は、保健所と市町村、医療機関等との役割分担、役割分担を踏まえた都の保健所と特別区、八王子市、町田市の保健所との情報共有や連携強化の仕組みの構築、各種システム間の更なる連携や広く利用されているSNS、様々なデバイスの活用など、業務の効率化を図るDXの推進について、検討を進めることが求められます。
- 協力金等の支給事業においては、重複申請や不正受給の問題が発生しました。
このため、審査方法の見直しや体制の強化など、問題の解消に努め、支給取消とした案件について返納を求めるなどしているところですが、今後は、適切な債権管理を行うとともに、同様の事態が将来発生することに備え、より迅速かつ適正な支給を目指し、一連の業務について検証し改善につなげることが必要です。今回、蓄積された大量のデータの分析・活用なども視野に入れることが求められます。
- いずれの事業においても迅速な実施が求められる中、発生した問題点を順次解消しながら感染状況などの変化に対応すべく努めてきましたが、いまだ課題は残ります。かつてない緊急事態への対処という経験を余すことなく将来へ継承することで、今後への備えを万全なものとしていかなければなりません。
- 都は、都民の不安や医療現場等の混乱を招かないよう、引き続き必要な施策を展開するとともに、今後、新たな感染症が発生しても十分対抗できる「感染症に強いまち」を目指し、今まで培ってきた経験と知見を十分に生かし、都民の生命と健康を守り、都民と事業者の生活と事業活動を支えていくために、不断の努力を続けていくことが求められます。



5 決算審査等

地方自治法等に基づき、令和3年度決算などの審査を実施しました。
また、毎月1回、都の現金の出納の検査も実施しました。



1 決算審査

○ 各会計歳入歳出決算審査

審査の目的 決算の数値が正しいか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査しました。

審査の対象 令和3年度東京都一般会計及び16の特別会計

審査の結果 歳入歳出決算書等は、審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められました。なお、会計処理、財産に関する調書の計数について一部に是正・改善を要する事項が認められたため、25件の指摘を行いました。

● 「財産に関する調書」の誤り

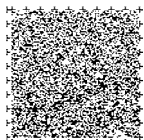
財産種別	登載状況	件数等
建 物	過大登載	625. 51 m ²
	登載漏れ	379. 81 m ²
著作権	登載漏れ	1 件
商標権	登載漏れ	1 件
出資による権利	過大登載	9, 076 万 633 円
	登載漏れ	3 億 1, 215 万 9, 561 円
物 品	過大登載	2 点
	登載漏れ	1 点
債 権	過大登載	5, 779 万 6, 992 円
	登載漏れ	3 億 5, 671 万 6, 972 円

○ 公営企業各会計決算審査

審査の目的 決算の数値が正しいか確認するとともに、経済性の発揮及び公共性の確保の観点から、各会計の経営成績や財政状態などについて審査しました。

審査の対象 令和3年度東京都公営企業各会計（11会計）、
令和4年度東京都病院会計

審査の結果 各会計の決算その他関係書類は、審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められました。なお、会計処理等について一部に是正・改善を要する事項等が認められたため、5件の指摘を行いました。



2 基金運用状況審査

審査の目的▶ 定額の資金を運用するため設置されている基金について、1年間の運用状況を示す調書が正しく作成されているか審査しました。

審査の対象▶ 令和3年度東京都区市町村振興基金、
令和3年度東京都用品調達基金

審査の結果▶ 計数に誤りのないことが認められました。



3 例月出納検査

検査の目的▶ 毎月1回、各会計における現金出納に関する諸帳簿の計数が正しいか、現金保管が正しく行われているかについて検査しました。

検査の対象▶ 東京都一般会計及び16の特別会計、東京都公営企業各会計
※ 令和3年12月分～令和4年11月分

検査の結果▶ 現金出納に関する諸帳簿に誤りはなく、各検査日における現金保管も正しく行われていると認められました。

4 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

審査の目的▶ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標について算定が正しく行われているか審査しました。

審査の対象▶ 令和3年度健全化判断比率、令和3年度資金不足比率（東京都公営企業各会計（11会計）に東京都と場会計（特別会計）を加えた12会計）

審査の結果▶ 各比率は次のとおりとなっており、算定に誤りのないものと認められました。

○健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	— (赤字なし)	— (赤字なし)	1.5%	37.5%
早期健全化基準	5.72%	10.72%	25.0%	400.0%

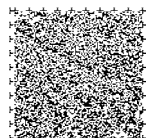
○資金不足比率

	資金不足比率 (12会計とも)
算定結果	— (資金不足なし)
経営健全化基準	20.0%

※早期健全化基準・経営健全化基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。算定結果の値がこの基準値以上の場合には、法により健全化計画を策定し、財政の健全化に努めることが求められます。

都はいずれの基準値も大きく下回っており、全ての会計で実質赤字や資金不足等は生じていないなど、都の財政状況は健全な状態であることが確認できました。



5 内部統制評価報告書審査

審査の目的

内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査しました。

審査の対象

令和3年度東京都内部統制評価報告書

審査の結果

審査に付された内部統制評価報告書は、評価手続に沿って評価が行われており、評価結果の記載は相当であると認められました。

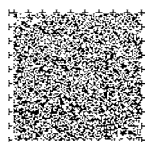
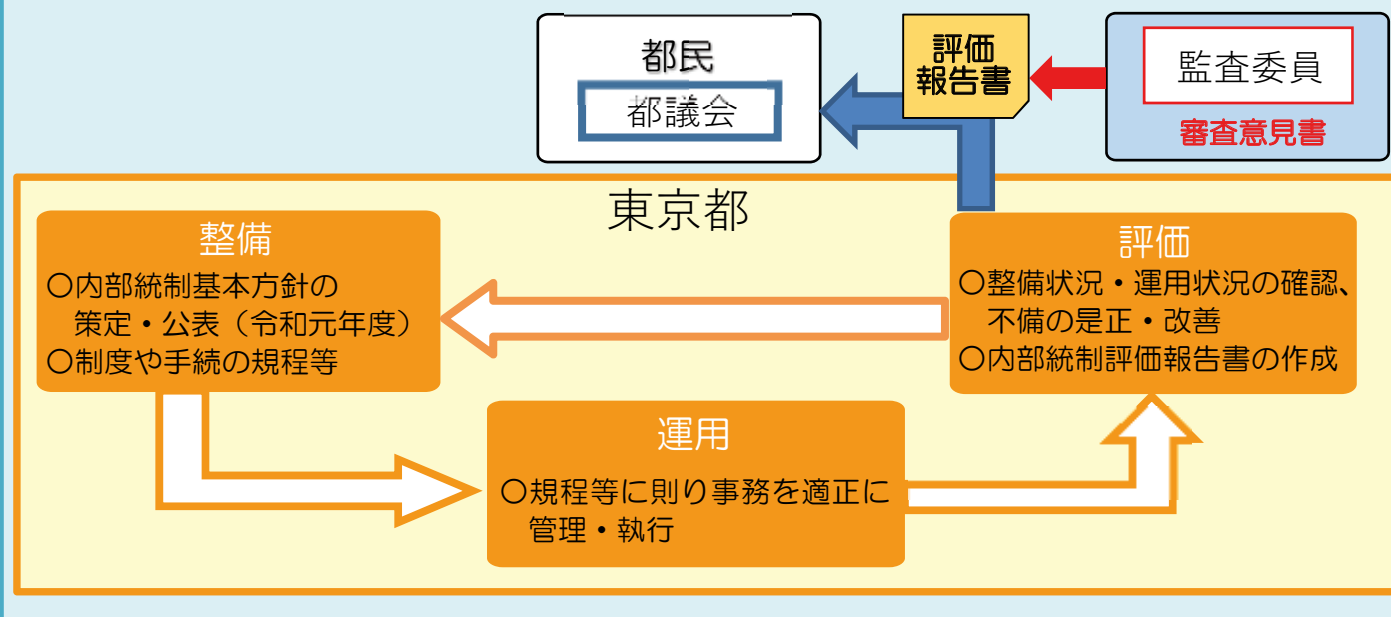
【内部統制について】

内部統制とは、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えるために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいいます。

地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である知事自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することです。

地方自治法に基づき、知事は、内部統制の取組について評価を行い、内部統制評価報告書を作成し、**監査委員の意見を付けて**、議会に提出することとされています。

■内部統制の取組（イメージ）



コラム

監査指摘等から分析！～定例監査編～



今回は直近3年の定例監査の指摘や意見要望について分析してみよう！

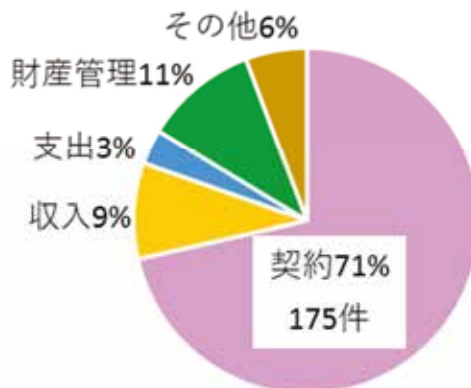


右の円グラフを見てみると「契約」に関する指摘が多いね。



「契約」に関する指摘の具体例は下表のとおりだよ。

直近3年の定例監査における
事項別指摘、意見・要望の状況
(令和2～4年 計245件)



事項	誤り等の具体例
契約	契約変更の金額の根拠が不明確なものや、契約変更手続きが不適切（書面で行っていない等）であるもの
	事案分割により入札によらず随意契約としているものや、契約締結前に業務指示を行うなど、不適切な契約締結に関するもの
	総価契約とすべきものを分割などにより単価契約として実施しているもの
	仕様どおりに履行されていないものや、実施内容が確認できないもの
収入	滞納整理に関し、催告等の対応が不十分であるもの
支出	概算払に関し、精算が適正でないもの
財産管理	消防設備の不具合箇所を放置するなど設備の不備への対応を行っていないもの



どうしてこのような誤りが発生しちゃうのかな？

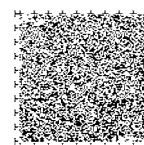


主な原因としては、次のようなものが考えられるね。

- ① 制度の趣旨やルールに対する職員個人の理解が不足している
- ② 引継ぎやサポートが不十分であり、その業務に不慣れである
- ③ 組織内のチェックの仕組みが不十分、または形骸化し実質的に機能していない
- ④ 組織内、組織間の連絡や周知が徹底されていない
- ⑤ 債権管理など対応に時間がかかるもの、
消防設備の更新など段階的な対応が必要なものに対する進行管理が不十分である



監査結果の指摘、意見・要望を分類分けして、要因分析することで、再発防止の取組を、都庁全体で一層進めています。



6 住民監査請求に基づく監査

地方自治法は、毎年経常的に行っている監査のほかに、都民からの請求に基づいて監査委員が監査を行う「住民監査請求」という制度も定めています。

住民監査請求は、都民が、都の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときに、損害の補填など必要な措置を請求できる制度です。

令和4年は、8件の住民監査請求がありました。このうち1件については請求の要件を備えたものとして監査を実施し、対象局に勧告を行いました。

対象

都の財務会計上の行為

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

請求期間

- ①～④については、原則、行為があった日から1年です。
- ⑤及び⑥については、請求期間の制限はありません。

住民監査請求に基づく監査を行う要件は、地方自治法で定められています。

<形式的要件>

- ① 違法・不当な行為者として、都の知事等執行機関又は職員の明示があること
- ② 請求人は、都の住民であること（個人、法人を問わない）
- ③ 違法・不当な事実を証する書面が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

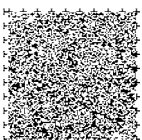
<実質的要件>

- ① 都の財務会計上の行為であること
- ② 請求事項を特定できる程度の具体性があること
- ③ 違法・不当とする事実又は理由の指摘があること
- ④ 行為の結果として、損害又はそのおそれがあること

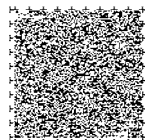
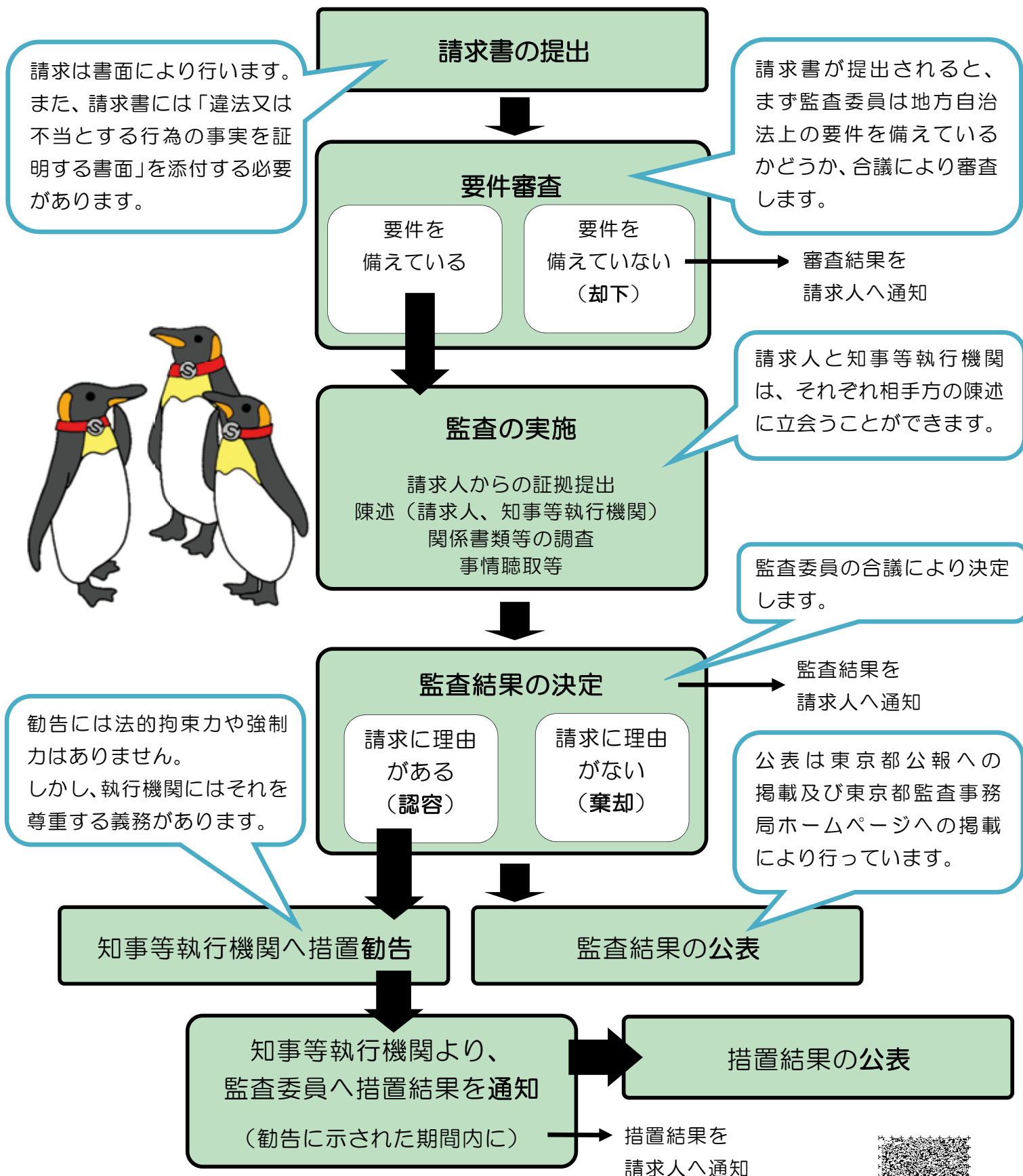
監査結果

監査結果は、請求のあった日から60日以内に決定しなければならないと定められています。

監査結果に不服がある場合、請求から60日以内に監査結果を決定しない場合には、裁判所に対して住民訴訟を提起することができます。



■ 住民監査請求の主な事務の流れ



7 改善措置

都では、監査委員が行った指摘及び意見・要望に基づいて知事等が講じた改善措置について、6月と12月の年2回公表し、フォローアップに努めています。

● 措置状況

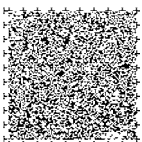
	措置対象	改善中	改善済
令和4年6月（第1回）	119件	17件	102件
	↓ 改善中17件+新たな指摘等123件		
令和4年12月（第2回）	140件	32件	108件

監査は、指摘した問題点が改善されてはじめて効果を発揮するんだよ！



● 措置の主な内容

措置区分		第1回	第2回	主な内容
是正・改善措置	返還・戻入等	1件	1件	課税超過となっていた都税について還付をしたもの
	財産・物品管理	2件	5件	土地・建物等の管理状況を改善したもの 工作物・設備・物品等を修理・交換したもの
	会計処理	3件	25件	決算関係書類の計数を修正したもの
	事務処理等	14件	14件	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的にしたもの
再発防止の取組	要綱等の制定・改正	1件	2件	要綱・基準等を新たに制定・改正したもの
	契約・仕様等の見直し	11件	15件	同一・類似の契約等の方法を改めたもの 仕様書等への記載事項を見直したもの
	ルール・体制の構築	27件	17件	事務処理ルールを改善・構築したもの チェック体制を強化したもの
	研修等の実施	43件	29件	関係職員を対象に研修を実施したもの 再発防止策を周知徹底したもの
合計		102件	108件	



主な改善事例

各支所の庁有車を小型貨物自動車に切り替えることで、経済的かつ効率的な工具・材料等の運搬が可能となったもの【令和3年定例監査】

【意見・要望】

水道局は、工事現場等へ工具・材料等を運搬するため、貨物自動車供給単価契約を締結していました。この事例では、本契約による貨物自動車で工具・材料等を運搬し、職員は別途庁有車で工事現場へ移動していました。しかし、各支所の庁有車を小型貨物自動車に切り替えれば、工具・材料等を職員が輸送できるようになり、当該契約が不要となるとともに、毎回の積込み・積降し作業の軽減等も見込まれます。

そこで、経済性や効率性等を勘案し、見直しを図るよう検討を求めました。



【措置】

庁有車として工具・材料等を運搬できる小型貨物自動車を配備したことにより、当該契約が不要となるとともに、経済的かつ効率的な運搬や職員の移動が可能となりました。



防犯上問題があった通用口について、監視カメラを設置したもの【令和2年定例監査】

【指摘】

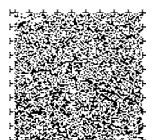
中央卸売市場の一部の場の通用口について、監視カメラの設置等がされておらず、人通りの少ない時間などに不審者が入場した場合に適切に監視ができない状況となっていたものがありました。

そこで、監視カメラの設置等により通用口を適切に管理するよう求めました。



【措置】

指摘を受けた通用口に対して、監視カメラの設置を完了しました。





ねえ、シロクマ先生。
『監査』って、事務や事業が法令やルールに沿って正しく行われているかをチェックするというイメージがあるけど、それ以外の観点からもチェックを行っているのかな。

そうなんだ！「3E（スリーイー）監査」って聞いたことあるかな？
事務・事業が法令やルールに沿って正しく行われているかをチェックするのは、「合規性」という大事な観点だけど、それ以外に、**経済性（Economy）**…無駄な経費をかけていないか
効率性（Efficiency）…より成果のあがる方法はないか
有効性（Effectiveness）…目的にかなっているかの観点からもチェックしているんだよ。



頭文字をとって**3E**ですよ！
都民の視点に立って、「より利用しやすいしくみはないか」とか「もっと効果的・効率的なやりかたはないか」というチェックは本当に大切なことですね。

3 E 監査の指摘事例

《効率性》

水道局は、毎年、イベントなどにおいて広報グッズを配布していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、多くの主催イベントを中止したことから、例年どおり広報グッズを配布することができませんでした。

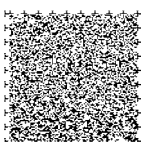
しかし、すでに納品されていた未使用の広報グッズの在庫状況を踏まえることなく、追加で前年度と同程度の規模の広報グッズを購入していました。

イベント配布用広報グッズは有効に活用されることによって、その効果が発現されるので購入する際は、イベントの実施状況やイベントでの配布状況、在庫状況を検討した上で行うよう求めました。
【令和3年定例監査】

《有効性》

大規模改修を終え、再開場した八重洲駐車場の地下のトイレについて、監査日現在、他の駐車場にあるような歩行者通路等からの認識が容易な壁面から張り出した表示板等がないため、トイレの正面まで行かなければ見つけることが困難な状況でした。

そこで、建設局に対し、施設設置者として利便性・安全性等の側面から、施設の表示や案内表示の確認をするなど、利用者の視点を重視した表示について検討・対応するよう要望しました。
【令和4年財政援助団体等監査】





お問い合わせ

東京都 監査事務局 総務課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第一本庁舎 北塔41階

【監査一般、局ホームページに関すること】

総務課 企画担当 電話 03(5320)7017〈直通〉

【住民監査請求に関すること】

総務課 調査担当 電話 03(5320)7015〈直通〉

東京都の監査のあらまし 令和4年実施結果

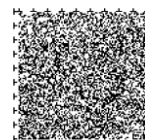
令和5年6月発行

発行 東京都監査事務局総務課

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5320)7017

E-mail S9000052@section.metro.tokyo.jp



HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

TokyoTokyo



東京都監査事務局

Secretariat to Audit and Inspection Commissioners

